

# 産業建設常任委員会会議録

令和 2 年 1 2 月 8 日

宮 古 市 議 会

## 令和2年12月宮古市議会 産業建設常任委員会会議録目次

(12月8日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	3
付託事件審査(3)	5
付託事件審査(4)	5

# 宮古市議会産業建設常任委員会会議録

日 時 令和2年12月8日（火曜日） 午前10時00分  
場 所 議事堂 議場



## 事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第19号 重茂漁港区域内における公有水面埋立てに対する意見に関し議決を求めることについて
- (2) 議案第20号 重茂漁港区域内における公有水面埋立てに対する意見に関し議決を求めることについて
- (3) 議案第21号 市道路線の廃止について
- (4) 議案第22号 市道路線の認定について

**出席委員（7名）**

佐々木重勝 委員長  
小島直也 委員  
伊藤清 委員  
落合久三 委員

藤原光昭 副委員長  
佐々木清明 委員  
高橋秀正 委員

**欠席委員（なし）**

---

**説明のための出席者**

**付託事件審査（1）（2）**

産業振興部長 伊藤重行君

水産振興係長 藤澤宏和君

**付託事件審査（3）（4）**

都市整備部長 藤島裕久君

建設課長 去石一良君

管理係長 佐々木将治君

---

**議会事務局出席者**

事務局長 下島野 悟

主 任 佐々木 健太

## 開 会

午前10時00分 開会

○委員長（佐々木重勝君） 皆さんおはようございます。ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。本日の案件は、付託事件審査4件、説明事項4件となっております。議事進行に当たりましては、ご協力をよろしくお願い申し上げます。それでは、本委員会に付託されました議案の審査を行います。議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでありますので、省略いたします。

○

**付託事件審査（１） 議案第19号 重茂漁港区域内における公有水面埋立てに対する意見に関し議決を求めることについて**

**付託事件審査（２） 議案第20号 重茂漁港区域内における公有水面埋立てに対する意見に関し議決を求めることについて**

○委員長（佐々木重勝君） 議案第19号重茂漁港区域内における公有水面埋立てに対する意見に関し議決を求めることについてから、議案第20号重茂漁港区域内における公有水面埋立てに対する意見に関し議決を求めることについてまでを議題といたします。それでは質疑のある方は挙手をお願いします。はい。佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） はい。議案書の19の1です。それでですね、1番最初に聞きたいのは、流通の円滑化及び水産業の安定となっておりますけども、湾内を今度また埋め立てると、今でさえちょっと狭いような感じがするんですけども、今の状態でまた埋め立てるとまた狭くなんではないかなと思うんですけども、この流通の円滑化っていうのは、これ2トントラックや大型トラックも乗り入れできるような形にするものですか。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） はい。その流通の円滑化というところになりますと、どちらかと言うと20号のほうになりますか。20号のほうが臨港道路という部分になりますけれども、現在相互通行が出来ないと。片づぼが待って通ったらば行くと。それが相互通行できるように道路の幅を広げようということで流通の円滑化が図られるということになります。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 別に今度116.42mの長さで埋立てをする予定になってますけども、この幅員というか、幅自体は今現在のやつに何mぐらい足して全体で幅のほうがいくらになります。車が擦れ違うぐらいですから、8mぐらいなのか、6mになるのか。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） はい。完成後は、車道を4m、路肩がそれぞれ50cmずつですので、合計5mの道路というふうになります。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） わかりました。それでですね。この道路自体が出来たときにこの岩が見えてますがね。海側のほうに。この岩自体に向かって左側のほうが川になってますがね。この赤い線の下の方。結構高いんですよ。ここね、高さがね。川との落差が。それで車自体がフェンス等をつけないと危ないんじゃないかなあと思うんですけども、美観関係でそのままつけないのかどうなのか。そこだけお聞きします。

○委員長（佐々木重勝君） 伊藤産業振興部長。

- 委員（佐々木清明君） はい、現在のところつけないということになります。
- 委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員
- 委員（佐々木清明君） わかりました。以上です。
- 委員長（佐々木重勝君） それでは落合委員どうぞ。
- 委員（落合久三君） 19の1、議案第19号、埋立て区域が平面図も載っていて、埋立てする面積が1,125㎡。そしてこの今のは2に埋立て区域っていうところに書いてあって、3のところに埋立てに関する工事の施工区域面積3,735㎡。これは県が実際には工事を発注するんですが、要するに埋め立てるのは1,125㎡で、それに関連する工事をする都合があって、黒い実線で囲ってある部分が工事の施工区域になるんだと思うんですが、この工事費の予算額は、施工区域を含めて計上されているものなんでしょうか。だと思うんですが。
- 委員長（佐々木重勝君） 伊藤産業振興部長。
- 産業振興部長（伊藤重行君） まず埋立て区域と施工区域の違いということになりますけれども、まず埋立て区域は実際にその構造物を築造する範囲を示しております。工事の施工区域というのは、当然その作業をするときに作業船とか何かを配置したところも含めたその工事の施工に必要な区域ということでございますので。ただ、実際築造する部分は埋立て区域の数字になります。事業費もその部分になります。
- 委員長（佐々木重勝君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） 19の1ページ、まだそこを見てほしいんですが、この5埋立て工事の概要のところ、2行目、1行目からでもいいか。令和3年から4年にかけて漁港施設用地(物揚場敷)1,125㎡を造成するんだって書いてあって、1,125㎡っていうのは、2の埋立て区域と同じ数字が書いてあるのね。ところが、議案20号のほうは埋立て区域面積、20の1ページですが、埋立て区域は面積179㎡、5の工事の概要のところには、令和3年度において漁港施設用地臨港道路179、この埋立ての施工区域とは違う、ごめんなさい。埋立てに関わる工事の施工区域の面積じゃなく、埋立て部分のだけがこっちは書いてあるんで、どういう違いがあるのかなと思ったのはそういう意味だったんです。こっちの20の1ページの埋立て工事の概要のほうがここで書いてある面積が埋立て部分のみの数字をここで採用しているので、そういう素朴な疑問を持ったんですが、19号と20号の違いっていうのは何でしょうかね。余り本質的な質問、疑問ではないのでちょっと恐縮ですが。
- 委員長（佐々木重勝君） 伊藤産業振興部長。
- 産業振興部長（伊藤重行君） 19も20も実際埋立て区域の数字が2番に示されてまして、5番でも同じ数字だと我々は認識してましたが。
- 委員長（佐々木重勝君） 落合委員。
- 委員（落合久三君） 大変失礼しました。わかりました。19の1も、20の1も着手期間の書き方がですね、(1)着手期間、免許の日から起算して180日以内、竣工期間、着手の日から19号のほうは令和6年3月31日まで。議案20号のほうも着手の日から令和6年3月31日まで、結構こう長い期間をとっているんですが、これはこの工事のこういう港を工事、こういう目的で工事するときの何ていうか、決まりでもないけども、普通ほら公共工事は入札して、契約を結んで用意ドンで何月何日までに終わると。工期は180日だとかっていうふうにあれなんです、この着手の期間が180日までっていうふうに半年も余裕を持った期間の設定になっているのと、竣工期間も竣工期間のことはいいですが。この余裕を持ったこういう書き方っていうのは余り見たことがないんですが。
- 委員長（佐々木重勝君） 伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） 多分でしゃべっちゃ駄目なんです、公有水面埋立て法に基づいて、多分その今免許を持つ岩手県が該当する宮古市の意見を求めて、そしてその場合は議会の議決を得るという。ですから皆さんにやって、それを吸い上げて、もろもろ手続きがある関係上、こういう書き方なんだろうなという我々はそういう認識でございます。現在、重茂、里漁港につきましてはですね、平成29年度から既にこの事業は別に今回いろんな漁港全体で工事をやっていますが、今回の埋立てに係る分の工事期間とすれば、令和3年から令和5年の間にやろうという計画で進めておるといふものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） ああそうかな。もう一つ、19の1も20の1も同じ表現ですが、19の1で言いますと、6工事の施工に要する期間（1）着手期間、免許の日から。この免許の日っていうのはいつどういう意味合いのものかかっていうのもこの際ちゃんと聞いておきたいと思います。

○委員長（佐々木重勝君） 大丈夫ですか。はい。伊藤産業振興部長。

○産業振興部長（伊藤重行君） 誠に申し訳ございません。私もこの際その部分についてちゃんと勉強して後でお答えしたいというふうに思います。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員よろしいですか。はい。落合委員どうぞ。

○委員（落合久三君） 部長の答弁で、後でじゃそれわかったら教えていただきたいと思います。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） ほかにございませんか。はい。ほかになければこれで質疑を終わりますがよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。ないようですのでこれで質疑を終わります。これから議案第19号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい、討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第19号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案可決すべきものと決定をいたしました。次に議案第20号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第20号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案可決すべきものと決定をいたしました。ここで説明員の入替えを行います。ご苦労さまでした。少々お待ちください。

○

### （3）議案第22号 市道路線の廃止について

### （4）議案第23号 市道路線の認定について

○委員長（佐々木重勝君） はい。それでは議案第21号から議案第22号までは関連がございますので、質疑は一括とし、討論、採決は議案ごとに行います。議案第21号市道路線の廃止についてから、議案第22号の市道路線

の認定についてまでを議題といたします。それでは質疑のある方は挙手を願います。はい。佐々木清明議員。

○委員（佐々木清明君） えっとですね、一つだけ教えていただきたいんですけども、現在高浜道路のほうは急ピッチで進んでいますけども、市道の廃止と認定の件でちょっと教えていただきたいんです。それで、今現在廃止にはなってますけれども、認定まだ道路が出来てないんですけども出来なくても認定はできるわけですか。

○委員長（佐々木重勝君） 去石建設課長。

○建設課長（去石一良君） はい。お答えいたします。認定につきましては道路整備が終わる前でもですね、認定はできるものでございます。むしろできる前に認定をして、そこから整備していくというのが通常かと思えます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 石浜のやつを見てきましたけども、石浜のほうはちゃんと出来て認定されてますけれども、高浜の場合、全然出来てないのに認定するのはおかしいんじゃないかなあとと思って今聞いてみたんです。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） ほかにございませんか。一括質疑です。よろしいですか。はい。ほかに質疑はなければこれで質疑を終了しますがよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） はい。ほかに質疑はないようですので、質疑を終了いたします。これから議案第21号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第21号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案可決すべきものと決定いたしました。次に、議案第22号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第22号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって議案第22号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

○委員長（佐々木重勝君） 以上で当委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。お諮りいたします。12月18日における本会議における、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終了いたします。

午前10時18分 付託事件審査終了

○

宮古市議会産業建設常任委員会委員長 佐々木 重勝